



日本銀行 政策委員会月報

令和4年8・9月



第872号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <https://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（9月21・22日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（9月21・22日）	2
◆新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション の段階的終了等の決定に関する件（9月21・22日）	3
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月21・ 22日）	7
◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年7月20、21日開催分） に関する件（9月21・22日）	11
(2) 通常会合関係	12
◆令和4年度の職員の給与等に関する件（9月6日）	12
◆政策委員会月報（令和4年7月）に関する件（9月6日）	21
◆重要な財産の取得に関する件（9月27日）	21
2. 報告事項	22

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和4年9月21・22日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 上記の金融市場調節方針を実現するため、10年物国債について、金額を無制限とする固定利回り（0.25%）方式での買入れを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和4年9月21・22日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

◆新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの段階的終了等の決定に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和4年9月21・22日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した^{注1}。

1. 新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションを段階的に終了しつつ、幅広い資金繰りニーズに応える資金供給による対応に移行していく観点から、次のとおり取扱うこと。

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定。以下同じ。）8. (1) に定めるプロパー融資を対象とする貸付けにかかる貸付受付期間を令和5年3月31日まで延長すること。また、令和4年10月1日以降に行う貸付けは、毎月1回、3か月物で実施すること。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」8. (2) に定める制度融資を対象とする貸付けにかかる貸付受付期間を令和4年12月31日まで延長すること。また、令和4年10月1日以降に行う貸付けは、毎月1回、3か月物で実施すること。

(3) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日決定）に基づき、本行本支店を貸付店として金額に上限を設けない貸付けを実施すること。

2. 1. (1) および (2) に関し、次の諸措置を講ずること。

(1) 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」を別紙1. のとおり一部改正すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

- (2) 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」(令和2年4月27日決定)を別紙2.のとおり一部改正すること。

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」中
一部改正

- 9. を次のとおり改める（全面改正）。

9. 貸付受付期間

- (1) プロパー融資を対象とする貸付け

令和5年3月31日までとする。

- (2) 制度融資を対象とする貸付け

令和4年12月31日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和45年9月30日をもって
廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いにつ
いては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙2.

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和45年93月3031日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和4年9月21・22日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

当面の金融政策運営について

1. わが国の金融環境は、全体として緩和した状態にある。新型コロナウイルス感染症の影響は、中小企業等の一部になお残存しているものの、これらの中小企業等の資金繰りも改善方向にある。こうした情勢を踏まえ、日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、新型コロナ対応金融支援特別オペを段階的に終了しつつ、幅広い資金繰りニーズに応える資金供給による対応に移行していくことを決定した（全員一致）。

(1) 新型コロナ対応金融支援特別オペの取り扱い

- ① 感染症対応にかかる中小企業等向けのプロパー融資分は、期限を半年間延長し、2023年3月末に終了することとする。この間、毎月1回、3か月物の資金供給を実施する。
- ② 感染症対応にかかる中小企業等向けの制度融資分は、期限を3か月間延長し、2022年12月末に終了することとする。この間、毎月1回、3か月物の資金供給を実施する。

(2) 金額無制限の共通担保資金供給オペの実施

上記オペの期限到来後も中小企業等の資金繰りを支えるとともに、より幅広い資金繰りニーズに応える観点から、幅広い担保を裏付けとして資金を供給している「共通担保資金供給オペ」について、金額に上限を設けずに実施することとする（9月27日に予定している次回実施分から変更）。

2. 金融市場調節方針、資産買入れ方針については以下のとおりとする。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（全員一致）

- ① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

②連続指値オペの運用

上記の金融市場調節方針を実現するため、10年物国債金利について0.25%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

- ①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
- ②CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

3. わが国の景気は、資源価格上昇の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとの、持ち直している。海外経済は、総じてみれば緩やかに回復しているが、先進国を中心に減速の動きがみられる。輸出や鉱工業生産は、供給制約の影響が和らぐもとの、基調として増加している。企業収益は全体として高水準で推移している。こうしたもとの、設備投資は、一部業種に弱さがみられるものの、持ち直している。雇用・所得環境は、一部で弱めの動きもみられるが、全体として緩やかに改善している。個人消費は、感染症の影響を受けつつも、緩やかに増加している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。わが国の金融環境は、企業の資金繰りの一部に厳しさが残っているものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギーや食料品、耐久財などの価格上昇により、2%台後半となっている。また、予想物価上昇率は上昇している。

4. 先行きのわが国経済を展望すると、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇による下押し圧力を受けるものの、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとの、回復していくとみられる。その後は、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まるもとの、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、本年末にかけて、エネルギーや食料品、耐久財などの価格上昇により上昇率を高めたあと、これらの押し上げ寄与の減衰に伴い、プラス幅を縮小していくと予想される。この間、マクロ的な需給ギャップが改善し、中長期的な予想物価上昇率や賃金上昇率も高まっていくも、基調的な物価上昇圧力は高まっていくと考えられる。

5. リスク要因をみると、引き続き、内外の感染症の動向やその影響、今後のウクライナ情勢の展開、資源価格や海外の経済・物価動向など、わが国経済を巡る不確実性はきわめて高い。そのもとで、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある。

6. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年7月20、21日開催分）に関する件（9月21・22日）

本委員会は、令和4年9月21・22日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2022年7月20、21日開催分）^{注2)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（9月28日公表）。

(2) 通常会合関係

◆令和4年度の職員の給与等に関する件（9月6日）

本委員会は、令和4年9月6日、令和4年度の職員の給与等について、下記のとおり決定した。

記

1. 管理職を除く事務職員・技術職員・庶務職員の定例給与およびエキスパート職員の月手当については、従業員組合との協議を整えたうえで、「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」（平成10年9月21日決定）^{注3)}の一部を別紙のとおり改正し、令和4年10月1日から実施すること^{注4)}。
2. 職員の令和4年度の賞与等について、「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」（平成10年9月21日決定）に基づき、次のとおり取り扱うこと^{注4)}。

(1) 管理職

5月および11月賞与の支給率を、いずれも2.286か月とする。

(2) 管理職以外の職員（エキスパート職員を除く）

従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率（定例給与の改訂による増加分を除く。）を、いずれも2.124か月とする。ただし、5月賞与の支給に当たっては、同年4月の第1営業日の賞与計算基準給与の額に対し、上記1.による定例給与の改訂を反映した場合の増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算するほか、11月賞与の支給に当たっては、令和4年4月から9月までの定例給与の額に対し、

注3) 「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注4) 日本銀行職員の給与等の概要については、インターネット・ホームページをご参照ください。

上記1. による定例給与の改訂を反映した増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算する。

(3) エキスパート職員

従業員組合との協議を整えたうえで、5月および11月賞与の支給率（月手当の改訂による増加分を除く。）を、いずれも0.929か月（担当者の補助的または定型的事務を職務とする者は0.706か月）とする。ただし、11月賞与の支給に当たっては、賞与計算基準給与の額に対し、上記1. による月手当の改訂を反映した場合の増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算するとともに、令和4年4月から9月までの期間の実働時間に応じて支給される月手当の額に対し、上記1. による月手当の改訂を反映した増加額に相当する額として総裁が定める計算方法により算定した額を加算する。

「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート
職員の給与支給額、支給割合等」中一部改正

○ 5. を横線のとおり改める。

5. エキスパート職員の月手当

エキスパート職員（専任職及び業務職）の月手当は、職務及び機能度等により
定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

時間給は下表のとおりとする。ただし、下表の金額を下回る時間給を適用する
ことが適当と認められる者に対する時間給の金額は、総裁が別に定める。

(1) 専任職（管理職から再雇用された者）

時 間 給	
	円
4,237	<u>4,241</u>
4,036	<u>4,040</u>
3,835	<u>3,839</u>
3,634	<u>3,638</u>
3,429	<u>3,432</u>
3,228	<u>3,231</u>
3,027	<u>3,030</u>
2,876	<u>2,879</u>

(2) 業務職

イ、事務職員、技術職員
1種または技術職員4
種から再雇用された者

時間給	
	円
2,826	<u>2,829</u>
2,726	<u>2,729</u>
2,625	<u>2,628</u>
2,525	<u>2,528</u>
2,420	<u>2,422</u>
2,320	<u>2,322</u>
2,219	<u>2,221</u>
2,119	<u>2,121</u>
2,018	<u>2,020</u>
1,918	<u>1,920</u>
1,817	<u>1,819</u>
1,717	<u>1,719</u>
1,616	<u>1,618</u>
1,516	<u>1,518</u>
1,411	<u>1,412</u>
1,361	<u>1,362</u>
1,311	<u>1,312</u>
1,260	<u>1,261</u>
1,210	<u>1,211</u>
1,160	<u>1,161</u>
1,110	<u>1,111</u>
1,059	

ロ、技術職員2種または庶務
職員から再雇用された者

時間給	
	円
1,867	<u>1,869</u>
1,767	<u>1,769</u>
1,666	<u>1,668</u>
1,566	<u>1,568</u>
1,461	<u>1,462</u>
1,361	<u>1,362</u>
1,260	<u>1,261</u>
1,210	<u>1,211</u>
1,160	<u>1,161</u>
1,110	<u>1,111</u>
1,059	

○ 別表 1 を横線のとおり改める。

(別表 1)

基本資格給 (月額)

1. 事務職員および技術職員 1・4 種

(1) 総合職

資格	基本資格給	
総合 2 級	637,130	<u>638,600</u>
	565,250	<u>566,580</u>
	510,880	<u>512,100</u>
	460,480	<u>461,600</u>
	409,080	<u>410,100</u>
	371,910	<u>372,850</u>
総合 3 級	281,800	<u>282,560</u>
	210,530	<u>211,150</u>
	157,590	<u>158,110</u>
	134,160	<u>134,630</u>
	114,830	<u>115,260</u>
	108,710	<u>109,130</u>
	95,480	<u>95,870</u>
	83,260	<u>83,630</u>
	80,210	<u>80,570</u>
	78,170	<u>78,530</u>
61,360	<u>66,160</u>	

(2) 特定職および技術職員 1 種

資格	基本資格給			
	2ブロック 適用者以外		2ブロック 適用者	
副参事 1 級		円		円
	567,890	<u>569,230</u>	576,050	<u>577,400</u>
	510,880	<u>512,100</u>	519,040	<u>520,280</u>
	470,160	<u>471,300</u>	478,300	<u>479,460</u>
副参事 2 級	439,620	<u>440,700</u>	447,750	<u>448,850</u>
	415,170	<u>416,200</u>	422,300	<u>423,340</u>
	366,310	<u>367,240</u>	373,430	<u>374,380</u>
副参事補	351,020	<u>351,920</u>	358,170	<u>359,090</u>
	278,750	<u>279,510</u>	283,830	<u>284,600</u>
	251,260	<u>251,960</u>	256,350	<u>257,060</u>
	209,510	<u>210,130</u>	213,590	<u>214,220</u>
	193,210	<u>193,800</u>	197,300	<u>197,890</u>
	176,940	<u>177,490</u>	181,010	<u>181,570</u>
	175,920	<u>176,470</u>	179,980	<u>180,540</u>
	<u>174,890</u>	<u>175,440</u>	<u>178,970</u>	<u>179,530</u>

資格	基本資格給			
	2ブロック 適用者以外		2ブロック 適用者	
特定書記	160,650	<u>161,170</u>	160,650	<u>161,170</u>
	159,620	<u>160,140</u>	159,620	<u>160,140</u>
	158,610	<u>159,130</u>	158,610	<u>159,130</u>
	157,590	<u>158,110</u>	157,590	<u>158,110</u>
	156,580	<u>157,090</u>	156,580	<u>157,090</u>
	155,560	<u>156,070</u>	155,560	<u>156,070</u>
	129,070	<u>129,530</u>	129,070	<u>129,530</u>
	114,830	<u>115,260</u>	114,830	<u>115,260</u>
	103,620	<u>104,030</u>	103,620	<u>104,030</u>
	95,480	<u>95,870</u>	95,480	<u>95,870</u>
	83,260	<u>83,630</u>	83,260	<u>83,630</u>
	80,210	<u>80,570</u>	80,210	<u>80,570</u>
	78,170	<u>78,530</u>	78,170	<u>78,530</u>
	61,360	<u>66,160</u>	61,360	<u>66,160</u>

(注) 略 (不変)

(3) 一般職および技術職員 4 種

資格	基本資格給	
主 管	594,350	<u>595,740</u>
	531,240	<u>532,500</u>
	480,340	<u>481,500</u>
	459,980	<u>461,100</u>
	439,620	<u>440,700</u>
副主管	409,080	<u>410,100</u>
	393,790	<u>394,780</u>
	383,610	<u>384,580</u>
	368,350	<u>369,290</u>
	358,170	<u>359,090</u>
	342,890	<u>343,780</u>
	332,710	<u>333,580</u>
主務 1 級	291,980	<u>292,760</u>
	281,800	<u>282,560</u>
	271,620	<u>272,360</u>
	261,440	<u>262,160</u>
主務 2 級	251,260	<u>251,960</u>
	244,130	<u>244,820</u>
	237,000	<u>237,670</u>
	230,900	<u>231,560</u>
副主務 1 級	220,720	<u>221,360</u>
	214,600	<u>215,230</u>
	208,500	<u>209,120</u>

資格	基本資格給	
副主務 2 級	198,310	<u>198,910</u>
	194,240	<u>194,830</u>
	190,170	<u>190,750</u>
副主務 3 級	185,070	<u>185,640</u>
	183,030	<u>183,600</u>
	181,010	<u>181,570</u>
	176,940	<u>177,490</u>
一般書記	174,890	<u>175,440</u>
	172,850	<u>173,400</u>
	167,770	<u>168,310</u>
	165,740	<u>166,270</u>
	163,700	<u>164,230</u>
	161,660	<u>162,180</u>
	159,620	<u>160,140</u>
	157,590	<u>158,110</u>
	155,560	<u>156,070</u>
	153,520	<u>154,030</u>
	123,980	<u>124,430</u>
	114,830	<u>115,260</u>
	98,530	<u>98,930</u>
	95,480	<u>95,870</u>
	83,260	<u>83,630</u>
80,210	<u>80,570</u>	
78,170	<u>78,530</u>	
61,360	<u>66,160</u>	

2. 技術職員 2 種

資格	基本資格給	
		円
作業技師 1 級	540,880	542,100
	489,980	491,100
	469,620	470,700
	449,260	450,300
	439,080	440,100
作業技師 2 級	428,890	429,890
	418,710	419,690
	413,610	414,580
	408,530	409,490
作業技師 3 級	386,120	387,030
	370,840	371,720
	360,660	361,520
	350,480	351,320
作業技師補 1 級	335,210	336,020
	331,150	331,950
	327,070	327,860
	322,990	323,780
作業技師補 2 級	306,710	307,460
	303,650	304,400
	300,610	301,350
	297,550	298,290

資格	基本資格給	
技術員 1 級	279,220	279,920
	277,190	277,880
	275,140	275,830
	273,100	273,790
	271,080	271,760
	267,000	267,670
	264,960	265,630
	262,920	263,590
	260,900	261,560
	258,860	259,520
技術員 2 級	248,680	249,320
	246,640	247,270
	244,600	245,230
	242,560	243,190
	240,530	241,150
	236,460	237,070
	234,420	235,030
	232,380	232,980
	230,350	230,950
	228,310	228,910
	180,470	180,970
	178,430	178,930
	174,340	174,830
	158,060	158,520
139,750	140,170	
129,570	129,970	

3. 庶務職員

資格	基本資格給	
		円
監督庶務 1級	513,390	514,560
	459,440	460,500
	439,080	440,100
	418,710	419,690
	408,530	409,490
監督庶務 2級	398,350	399,290
	388,170	389,090
	383,070	383,980
	377,990	378,890
監督庶務 3級	362,710	363,580
	357,630	358,490
	352,520	353,370
	347,430	348,260
監督庶務補 1級	334,200	335,010
	330,120	330,920
	326,060	326,850
	321,980	322,760
監督庶務補 2級	305,700	306,450
	302,630	303,380
	299,580	300,320
	296,530	297,260

資格	基本資格給	
庶務員 1級	269,040	269,720
	267,000	267,670
	264,960	265,630
	262,920	263,590
	260,900	261,560
	246,640	247,270
	244,600	245,230
	242,560	243,190
	240,530	241,150
	238,500	239,120
庶務員 2級	207,950	208,510
	205,920	206,470
	203,880	204,430
	201,840	202,380
	199,800	200,340
	190,650	191,170
	188,610	189,130
	186,580	187,090
	184,530	185,040
	182,490	182,990
	176,380	176,870
	174,340	174,830
	170,290	170,770
	153,980	154,430
135,660	136,070	
125,480	125,870	

◆政策委員会月報（令和4年7月）に関する件（9月6日）

本委員会は、令和4年9月6日、政策委員会月報（令和4年7月）を承認した。

◆重要な財産の取得に関する件（9月27日）

本委員会は、令和4年9月27日、重要な財産の取得に関し決定した。

2. 報告事項

- 地域金融強化のための特別当座預金制度の運営状況（金融機構局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

令和4年10月25日

日本銀行政策委員会月報（第872号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
千田 英 継

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。